

高松市安全で安心なまちづくりに関する条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪、事故その他市民生活に悪影響を及ぼすような不安、脅威、危険等（以下「犯罪等」という。）を未然に防止し、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）について、基本理念等を定め、ならびに市、市民および事業者の責務を明らかにすることにより、市、市民および事業者が一体となって安全で安心なまちづくりを推進し、もって市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有し、または滞在する者ならびに市内に存する土地または建物の所有者および管理者をいう。

2 この条例において「事業者」とは、市内で商業、工業その他の事業を営む者をいう。

(基本理念)

第3条 安全で安心なまちづくりは、市、市民および事業者がそれぞれの役割を担い、密接な連携を図りながら、協働して行わなければならない。

2 安全で安心なまちづくりは、自らの地域は自らで守るという基本認識のもとに、市、市民および事業者が、地域の安全の確保に関する自主的かつ主体的な活動（以下「地域コミュニティ活動」という。）の実践のための環境を醸成し、地域コミュニティ活動が効果的に推進されることを目的として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、市民意識の高揚のための啓発活動、情報の提供および知識の普及、市民の安全と安心を確保し、犯罪等が発生させないような環境の整備その他の安全で安心なまちづくりを推進するために必要な施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項に規定する施策の策定および実施に当たっては、警察署その他の関係行政機関および関係団体と常に緊密な連携を図るものとする。



(市民の責務)

第5条 市民は、安全で安心なまちづくりに関する知識および技術を習得するよう努めるとともに、自らの安全の確保を図るものとする。

2 市民は、基本理念にのっとり、互いに協力して地域コミュニティ活動の推進に努めるとともに、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、安全に配慮し、その事業活動に使用する設備等を点検する等必要な措置を講じるとともに、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するものとする。

2 事業者は、その従業員に安全で安心なまちづくりに関する知識および技術を習得させるよう努めるものとする。

(安全で安心なまちづくり推進協議会)

第7条 安全で安心なまちづくりを推進するための施策その他安全で安心なまちづくりに関する事項について協議するため、高松市安全で安心なまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、安全で安心なまちづくりに関し識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に規定するもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成15年9月1日から施行する。

